

総務産業常任委員会記録

日 時 令和8年2月24日（火曜日）14時30分～15時30分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、村田議長
敦賀農林水産課長、杉野農林水産課長補佐、岩井水産林務係主任

オブザーバー 阿部議員、磯野議員、平山議員、舟見議員、村上議員

事務局 鈴木局長、嶋元係長

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、総務産業常任委員会を行いたいと思います。今回、休会中の調査事項として令和6年8月豪雨農地災害に対する対応ということでありました。その他で、新年度における水産業の振興策と令和7年の新嘗祭献穀実施に伴う支援ということで、3件について調査したいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

1 令和6年8月豪雨農地災害に対する対応について

説明員 農林水産課 敦賀課長、杉野課長補佐、岩井主任

敦賀農林水産課長 14:31～14:31

このたびは、大変お忙しい中、総務産業常任委員会を開催いただき、ありがとうございます。本日は、令和6年8月豪雨における農地災害の実績及び支援内容のほか、新年度において予定しております水産業振興策、最後に昨年道内で2か所、町内では21年ぶりに選ばれ、実施いたしました新嘗祭献穀に係る支援の3点についてご説明させていただきます。いずれも3月定例会において、令和8年度予算及び補正予算として上程させていただくものでございますので、事前にその内容をご説明させていただくものでございます。

それでは、説明に入らせていただきますが、説明は着席し行いますことをご了承いたします。よろしくお願いいたします。

杉野農林水産課長補佐 14:32～14:36

それでは、まず私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

資料1 ページ目を御覧ください。まず最初に、1、令和6年8月豪雨農地災害に対する対応についてということで、2点ご説明させていただきます。1点目が(1)、農地災害復旧事業等の実績ということで、そのうちの1つが①、災害復旧事業における工事の実績についてであります。農地復旧工事については、全10地区の災害発生場所を6つの工事区分に分け、また冬期間の施工が難しいことから、契約をいずれも令和7年3月下旬に締結し、工期を令和7年9月または12月までと年度を繰り越し、いずれも令和7年中に工事を完了したところです。契約金額総額については、全6契約を合わせ6,905万5,000円でありまして、その内訳は資料に記載のとおりとなっておりますので、御覧願います。

続いて、2つ目が②の受益者からの賦課金(分担金)の徴収についてであります。先ほど工事に係る契約金額をご説明いたしましたが、令和6年8月豪雨災害が激甚災害の指定を受けたことなどから、災害復旧支援事業の国庫補助率が98.5%までかさ上げとなったこともあり、資料にも記載しておりますとおり工事費から国庫補助金、あと起債借入れに伴う町負担額などの公費負担を差し引いた18万3,000円ほどが今回の災害復旧工事に係る受益者、農地の地権者9名の分の負担額となっております。今後、各受益者に費用負担を求めています。3月定例会にはこの歳入の補正予算として提出をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、2点目が令和6年8月の農地災害に関し、(2)のるもい農協が実施する農業者支援事業に対する町の支援についてです。これは、令和6年度に引き続き実施する事業であり、るもい農協からは2月上旬に令和7年度事業分として支援要望があったところです。これについても3月定例会の補正予算として提出させていただいております。令和7年度の町支援額は、総額938万7,000円となります。内訳としましては、支援内容の1つ目ということで、1点目で説明しました国の災害復旧事業の対象とならなかった被災農地等の復旧費用に対する支援ということで、令和7年度中に被災農業者個々が業者委託等によって復旧に当たった被災箇所2件に対して災害復旧費用の80%、57万5,000円を支援するものであります。支援内容の2つ目は、第2二股橋崩壊に伴う農業者支援ということで、橋が復旧しないために令和7年の農作物の生産が行えないことに伴う減収分を反収や作付面積、生産コストから試算した減収額として881万2,000円を支援するものであります。

以上、1点目の令和6年8月豪雨農地災害に対する対応に関する説明ということになります。

小寺委員長

それでは、1件ずつ質疑のほうを行いたいと思いますので、まず令和6年8月豪雨農地災害の対応についての質疑を行いたいと思います。質疑のある委員は、挙手をお願いいたします。ございませんか。

－主な協議内容等（質疑）－ 14:37～14:40

工藤副委員長 ちょっと確認だけさせてください。この（２）の災害に係る農業者支援なのですけれども、これはこの（１）のところで出た国の補助がもらえない部分の災害復旧ということですか。

杉野課長補佐 この（２）の内容については２点ありまして、工藤委員おっしゃる国の災害復旧事業外という部分については令和７年度、各農業者の方で施工された部分が２か所ありまして、その国の災害復旧事業に乗らないという要件としては、農地債であれば基本40万以下の事業費に当たる部分、１か所40万以下の事業費に当たる部分については国の災害復旧事業に当たらないという部分がありまして、ちょっとそれ以外にもいろいろあるのですけれども、基本そういうところが今回７年の復旧したところが２か所あったと。その事業の80%を、去年も同じくやったのですが、80%ということで71万9,000円の事業費、２件分合わせてそうだったので、そのそれぞれの80%ということで合わせると57万5,000円の支援額という形になります。

工藤副委員長 そうすると、これは生産者が881万2,000円を払ったと、そういうことかな。

杉野課長補佐 これについては、昨年も同じような支援をさせていただいているのですが、令和6年8月豪雨の災害で朝日の二股地区にかかっております第２二股橋、それが崩壊しまして、それがたまたま収穫する前に落ちたと。一応できれば、その令和6年中にその橋の復旧工事が何とかすれば、農家についてもその年は収穫できましたし、今年度については新たな作付もできたというところなのですが、町の事情というところで、その6年度中の橋の復旧はちょっとできないということで、その分農業者の生産とか不利益を生じた部分がありましたので、その橋が復旧しないことに

伴って7年度作付、生産できなくて減収となった部分の費用ということで、その881万2,000円を今年度支援したいという中身になっております。

工藤副委員長 そうすると、これは先ほど言った57万5,000円と今言った881万2,000円は、町が支援したということでしょうか。

杉野課長補佐 羽幌町が町の単独費用ということで支援をすると。農協の支援事業に対して町が支援をするということになっております。

小寺委員長 これに関しては、ここに記載してあるとおり3月の補正なので、まだ支払いはこれからです。支払ったという話だったので、ではなくて3月補正で対応するということです。
ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、2番目の新年度の水産業の振興策について、お願いいたします。

2 新年度における水産業の振興策について

説明員 農林水産課 敦賀課長、杉野課長補佐、岩井主任

敦賀農林水産課長 14:42～15:01

よろしくお願いいたします。

それでは、資料を御覧ください。2ページからになります。それでは、引き続き2の新年度における水産業の振興策についてご説明いたします。

(1)、水産業生産力強化等支援補助事業（ホタテ養殖資材のザラボヤ対策）についてでございます。新規事業となります。①の経緯・目的ですが、令和7年2月の苫前沖でのホタテ養殖漁船転覆事故原因の一つとして漁具等への付着生物、ザラボヤの異常付着による重量増加が国交省運輸安全委員会の調査結果で指摘されているところです。ザラボヤの付着は、漁船の安定性及び安全航行を阻害するのみならず、養殖ホタテの成長阻害や漁業経営の不安定化を招く深刻な問題となっており、今後の事故防止と安定的な漁業継続のため、ザラボヤが付着しにくい資材の導入が急務となっているところでございます。今後の事故防止と安定的な漁業経営継続のため、付着防止効果が期待されている色つき養殖資材への入替えに対する支援を行うものでございまして、漁協からの要望を受け、実施を予定するものでございます。

ザラボヤというものがどういったものかということで、次のページのザラボヤの状況の写真を御覧いただきたいのですが、ちょっとこれはまだザラボヤが小さいときの写真でございます。これが成長すると、10センチから15センチ程度の大きさまで成長するそうです。水産指導所に聞いたところでは、ここ数年前から北海道の南側から北上し、徐々に増えてきていましたが、昨年から大量に付着するようになったとのことでございます。かごの網の周りや内部、ホタテの成貝にも付着してしまうことから、ホタテの成長を阻害したり、重さもかなりのものになるため、陸揚げしてからの作業労力や人手が通常以上に必要になることを漁協から聞いているところでございます。

元のページに戻っていただきまして、②の事業概要ですが、ホタテ養殖漁業に使用するザブトンかごや採苗ロングネットのほか、付随して必要な鉛リングや消耗品等を購入するものでございます。次のページの右側の写真の下が購入するかご等でございます、明るい色つきのものということで黄色の網のものを購入するものでございます。補助額は、補助対象経費、税抜き価格の2分の1を町が補助し、残りの2分の1は漁業者が負担します。受益戸数は7戸で、羽幌が6戸、天売が1戸となっています。本事業は、初期導入費用に対する補助であり、以後につきましては必要に応じて各漁業者において購入するというふうに確認をしております。なお、北のもい漁協管轄のホタテ養殖漁業のある自治体において、養殖規模の小さい自治体を除きますが、同様の措置を講じることとしております。期待される効果としましては、色つき資材の使用によるザラボヤ付着の減少やホタテの成長促進、品質向上、収量の安定化、作業労力や洗浄コストの削減などが挙げられております。

③の予算額ですが、1,698万4,000円でありまして、内訳としましては補助対象経費が税抜き価格で3,396万8,027円となっており、その2分の1を補助するものでございます。

続いて、3ページを御覧ください。(2)、羽幌荷さばき施設整備事業で、荷さばき所増築工事であります。新規事業です。①の経緯・目的ですが、羽幌市場は平成25年の竣工後、衛生管理を重視した施設として運用してきたところで、漁業資源や海洋変化が大きく激変する中、主力であった大型エビかご漁船の廃業など厳しい時代を乗り越えてきたところでございます。漁船規模の拡大や回遊資源の漁獲量増加、魚価向上などを起因とした漁業者の経営転換による魚種の増加で市場内での作業スペースの拡大と活魚販売や消費地市場への直送など様々な取組が活発化しており、漁業者から市場内の狭隘化の改善が求められているところでございます。これらのことから、荷さばき作業の効率化や鮮魚の滞留回避、販売鮮魚の衛生管理及び品質向上を図り、流通拠点としての機能強化を図るとともに、既存産地との差別化により競争力強化を図るため、国の補助金を活用した中で荷さばき所の増築工事に係る費用の支援を行うものであり、漁協からの要望

を受け、実施を予定するものでございます。

②の事業概要ですが、既存の荷さばき所、床面積736.2平方メートルに対し162平方メートル、9メートル掛ける18メートルを既存施設の右側に増床し、漁獲物の選別、計量、陳列、鮮度保持により価格安定と高付加価値化を図ります。

右側の図面を御覧ください。上段が現状の図面、下段が整備後の図面となります。まず、上段の現状の図面でございますが、図面の下の黄色3か所と緑1か所の部分があると思いますが、これが荷さばき所内に入り切らない混獲木箱の鮮魚を屋外に保管し、作業、仮置きスペースとして使用している状況となっております。下段の図面の整備後の図面では増築部分に屋外保管分を収納できるスペースを確保することで最適な漁業形態を確保し、荷さばき時間の短縮などを図ることとするものでございます。

それでは、元のページに戻っていただきまして、③の予算額ですが、1,878万9,000円としており、内訳としましては補助対象経費が税抜き価格で1億1,124万円、工事費プラス設計監理プラスコンサルタント料の合計額となっております。国の補助金は、コンサルタント料を除いた額の2分の1で5,487万円、町補助金は補助対象経費から国の補助金を除いた額の3分の1を補助するものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。(3)、スマート水産業普及推進事業、水中ドローン導入であります。新規事業でございます。①の経緯・目的でございますが、近年スマート水産業の推進が国の重点施策として掲げられ、漁業現場においてもデジタル技術の活用が急速に広がりつつある中、漁協も水中ドローンの導入を計画し、漁業の持続的発展や漁業者が所有する漁船の維持管理にも効果が期待されています。また、水中ドローンは従来困難であった海洋環境の把握や資源調査を効率的かつ安全に行うことを可能とし、漁業者の労力軽減と収益性向上に直結するスマート水産業として注目される機器であります。本機器の導入により、地域資源の管理主体としての役割を一層強化し、次世代につなげる持続可能な漁業の基盤を築くことを目的として支援するものであり、本所と各支所に1台ずつ配備したいとの漁協からの要望を受け、実施を予定するものでございます。

②の導入効果ですが、漁協から4点ほど挙げられておりまして、1点目は資源調査や漁場保全の効率化ということで、海底環境や生態系の変化を継続的にモニタリングすることで持続的な資源管理が可能になること、2点目は安全性の向上ということで、潜水作業の代替により漁船の維持管理や漁業者の事故リスクを低減できること、3点目は収益性の改善ということで、これまで目視できなかった海中、海底の変化に伴う資源状況を即座に把握することで効率的な操業計画により燃料費、人件費を削減し、収益向上に寄与できるというもの、4点目は若手人材の参入促進ということで、最新技術の導入

により若い世代に魅力ある漁業像を提示していくことができることでございます。このような効果が挙げられているほか、その下に留萌地区水産技術普及指導所において作成した資料の内容を記載しておりますが、それぞれの漁業の種類ごとにこのような作業に活用することができるという内容を整理したものでございますので、参考までに御覧いただき、説明は省略させていただきたいと思います。

それでは、5ページを御覧ください。③の事業概要ですが、今回要望を受けている水中ドローンは、有線で100メートルの距離を潜水できるもので、モニターを見ながら操作でき、ドローンにアームをつけることにより海中、海底にあるものを採取することができますようになります。操作の資格は、空中ドローンと異なり必要ございません。また、北るもい漁協管轄の自治体は、導入に関して同様の措置を講じることとしているというふうに聞いております。

それでは、実際にどういうものか、イメージがつきにくいと思いますので、漁協が導入する予定のカタログを添付しております。次のページを御覧ください。対象機種は、留萌振興局開催の水中ドローン講習会の説明に来ていた業者のアドバイスを受けて機種の選定をしているというふうに聞いております。この写真であるような水中ドローンに100メートルの有線が接続されていて、そのモニターを見ながらリモコンで操作するものになります。オプションでカタログの下段の右側にあるようなアームも取り付けられるようになっておりまして、海底などの資源を試験的に採取することも可能になるというものでございます。

それでは、元のページに戻っていただきまして、④の予算額ですが、110万2,000円としており、内訳としましては、まず補助対象経費が1基当たり税抜きで73万5,000円、羽幌、天売、焼尻の各地区に1台ずつの計3台分の合計が220万5,000円でございます。次に、補助金についてですが、下段に米印で国補助の対象となる場合という記載があると思います。国では、スマート水産業普及推進事業として本事業は補助対象事業になるものでございますが、申込みも非常に多い補助事業であると聞いております。町としましても、まずは漁協において補助金申請をしていただき、それがつけば国が3分の1、町も3分の1補助することとしておりますが、仮に国の補助がつかなかった場合につきましては、その上段にあるように2分の1を補助する考えでいるということでご理解いただきたいと思います。

続いて、6ページを御覧ください。(4)、羽幌町漁業担い手支援対策事業、一部拡充事業でございます。①の経緯でございますが、令和7年度において焼尻地区の漁業者と意見交換をした際に、現在物価高騰等で価格も値上がりしている中、現在の基盤整備等支援事業の補助額では少ないということで増額要望がございまして、この点につきまし

て漁協とも打合せをしたところ、若くして漁師になる人も出てきており、自立経営等を始める漁業者に選択肢を増やせるような額にしてもらいたいという要望も受けまして当課で検討したものでございます。

現在の担い手支援対策の内容を簡単にご説明したいと思いますが、4種類の制度があり、1つ目は資格取得支援事業ということで、これは小型船舶操縦士や特殊無線技士、潜水土の資格を取得する際に利用できる制度です。2つ目は、総合的研修等支援事業ということで、漁業や漁業経営に関する専門知識の習得を目的とする北海道立漁業研修所における総合研修を受講する際に利用できる制度でございます。

大変申し訳ございません。ここでちょっと訂正していただきたいところがあるのですが、総合的研修等支援事業の一番右側に上限50万円と書いてあるところがあると思います。ちょっと私、間違っておりまして、補助金の上限額が50万円ということではなく、対象経費の上限額が50万円というふうな内容でございますので、この右側の上限50万円というのを削除していただきたいと思います。真ん中辺りに対象経費って書いてある部分があると思いますが、対象経費の次に括弧書きで、(上限50万円)というような形で書いていただきたいと思います。再度読み上げます。総合的研修等支援事業、対象経費(上限50万円)の3分の2以内(離島地区4分の3以内)というような内容になりますので、大変申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

3つ目が今回見直す基盤整備等支援事業ということで、漁船や漁業機器、漁具等の購入に利用できる制度で、漁業継承者や自立経営を始める方を対象とした制度で、50万円を上限に補助するものでございます。最後に、4つ目の経営継続支援事業ということで、自立経営を始めた経営体に対し、経営開始後1年を経過するごとに支援金を支給するもので、最大3年間支給するものです。漁業専業の場合は50万円を3年間、計150万円、次に第1種兼業は漁業収入がその他事業などの収入よりも多い場合で30万円を3年間、計90万円、第2種兼業は漁業収入よりもその他事業などの収入が多い場合で15万円を3年間、計45万円を支援金として支給するものでございます。

②の制度の見直しの内容でございますが、基盤整備等支援事業を拡充し、50万円を200万円に増額し、補助率は他の助成率と同様に3分の2、離島地区は4分の3とするものであります。見直しの考え方でございますが、制度を創設した平成24年と比較し、和船、1トン前後でございますが、和船は2.4倍程度に上昇していることや、あと管内自治体の状況としましては最低で当町と同じ50万円、最高で375万円の助成をしている自治体がある状況、また道内自治体で制度を創設しているところでは最高で200万円から300万円の間に助成している状況を踏まえ、当町としましては令和8年度から補助額を200万円に拡充し、補助率については他の自治体のほとんどが2分の1補助としているところ、市街

地区は3分の2、離島地区は4分の3と手厚くし、羽幌で漁業を頑張りたいと思われるような魅力ある担い手支援制度にしたいと考えております。また、漁業就業フェアに令和7年から参加しておりますが、その際に本制度のPRをすることで町外の方で漁師になりたい方が羽幌町への移住を検討してもらえるよう制度のチラシも作成し、アピールしていきたいというふうに考えております。

最後に、(5)の地域おこし協力隊事業、新規事業です。①の経緯・目的ですが、離島地域では近年の気候変動等による高海水温など環境の変化により海藻が枯れたり、芽生えなくなるなどの影響やウニによる食害により昆布などの海藻が減少し、磯焼けの現象が起きています。この影響により、水揚げの減少やウニの実入りが低下するなど、ウニ漁を主力としている島民に大きな影響を与えています。藻場は、魚介類の生活の場、産卵や種仔魚の保育の場を提供する以外に海中の栄養塩や二酸化炭素を吸収、固定し、酸素を供給するなどブルーカーボン生態系として二酸化炭素の吸収源対策の観点から重要性を増しているところでございます。

次のページを御覧ください。令和7年度から北るもい漁協焼尻支所の焼尻浅海増殖部会において磯焼け対策事業を始めたところでございますが、離島地区におけるマンパワー不足が顕著であり、本業である漁業を行いつつ、本事業を継続的に実施していくためには地域おこし協力隊の力を借りながら事業を推進していくとともに、この機会を通じて地域の漁業に携わりながら将来的には焼尻地区における漁業の担い手や起業などを始めたいと考えている人材を募集したいと考えております。本事業に関しましては、焼尻地区町政懇談会において漁業者からの要望を受け、実施を予定しているものでございます。なお、天売地区においても焼尻地区と同様に磯焼け対策を始めたところであります。焼尻・天売地区とともに離島漁業再生支援交付金を活用し、焼尻地区は令和7年度より、天売地区は令和7年度は事業者の協力により試験的に実施し、令和8年度より交付金を活用して実施することとしております。

②の協力隊の配置ですが、水産業振興支援員として2名募集することとしております。水産業の振興策については、以上でございます。

小寺委員長

新年度の事業についてなのですが、新規があり、拡充がありということで、かなり内容も金額も多くなっております。質疑の場合、この資料の何ページのですとか事業名をちょっと言っていていただいて質問していただきたいなというふうに思います。

それでは、質疑に入りたいと思います。ございませんか。

－主な協議内容等（質疑）－ 15:02～15:23

逢坂委員 まず、2 ページで、振興策で②の事業概要なのですが、初期導入費用ということで、1,698万4,000円ということなのですが、以後については必要に応じて各漁業者の本人だと思えるのですけれども、購入するということなのでも、初期費用で網を買うとか、いろんな部分でお金がかかるから今回補助してほしいということで、以後は個人でそれはカバーしていくという部分なのだけでも、その以後にかかる経費というのはどの程度、例えば恒久的に、例えば網とかを買っていいのだけでも、初期の段階で。以後の費用というのは、消耗品と書いてあるから、消耗していくのだと思うので、そういう経費というのは漁業者とか、いろんな組合の方とお話しされたのか。そういう補助的なものも今後いらなくなるのかどうか、その辺は話しされたのですか。

敦賀課長 うちの課のほうで直接漁業者の方と話ししたということはないのですけれども、漁協さんのほうでそういう話合いをした中で、そういう形で必要があれば来年度以降、9年度以降については漁業者のほうの経費の中で購入するという確認をしているということで漁協のほうから聞いているという内容でございます。

逢坂委員 それで、恒久的にかかる経費みたいな部分は、別な例えば50万かかるとか、100万かかるとか、そういうのは全く分からないということ。

敦賀課長 うちの課では、ちょっとそこまで固定経費が幾らとかというところまでは押さえていないということでご了承いただきたいと思います。

逢坂委員 もう一点、すみません。そうすると、この初期導入費用だけという町の考えでいいですか、そういう理解で。

敦賀課長 町としては、そういう考えでおります。

逢坂委員 次に、3 ページの荷さばき所の増築だと思うのですけれども、これについては今の市場のところを162平方メートルを増築するというので、そ

ういう荷さばき所を広くするという事で、市場の中を広くするという、何か建物を建てて、つないで建てて広くするという理解でいいですか。

敦賀課長 そのとおりで、今の荷さばき所の南側のほうに9メートル延ばして増築をすると、建物を建てると。そして、中を荷さばき所として使用すると。そういうような内容でご理解いただければと思います。

逢坂委員 分かりました。ありがとうございます。
次に、4ページ以降の水中ドローンの関係なのですが、これ新規で新たに購入するという事で、その補助ということなのですが、いろんな部分では活用できるのかなというふうに今見た感じでは思うのですが、例えば今後天売、焼尻と羽幌で1基ずつ購入するという事なのですが、その後にもまた、初期の段階で買うのはいいのですけれども、その後また1基73万5,000円で補助対象経費ということなのですけれども、今後の更新だとか、それから更新も含めて、それから操作する人、当然丘にいて操作できるわけではないと思うので、沖に行って当然いろんな部分を操作して調査するという部分になると思うのですけれども、そういう部分については町は関知しないという部分になるのか。今後の使い方とか、そういうのは漁組のほうから聞いているとか、何かそういうのはこういう状態で使って生かすのだという、水中ドローンを生かすのだというような説明は受けているのですか。

敦賀課長 今のところ聞いているのは、今委員おっしゃったとおりで、各漁業全般に分かれていますので、どういう使い方をしていくかというのは漁協のほうで考えるような形になると思うのですけれども、今言われているのはやっぱり養殖、例えば養殖だとか、今まで海中が見れないということで、どんな状況になっているのかも自分たちの勘で何かということで、やる作業も今後どういう状況になっているのかというのが海中から見れますし、あとは個々の漁船とかについても例えばしけたりした後ってロープがスクリューに絡まったりして非常に危険だということで、そういう場合については潜水してロープをほどいたりとかなんかなるそうなのですけれども、そういうのもあらかじめドローンで見ることで、その作業を効率化できるような形とかをやっていききたいというような話も聞い

ています。あと、離島地区においても今そういう磯焼け対策をやっていますので、やった効果がどういうふうに表れるのか。そういうのも離島のほうでは、いろいろ活用できるのかなと。そんな話は聞いているところでございます。

逢坂委員

それは、いろんな部分で活用できるというのは、水中ドローンですから、見えるところは見れますし。ただ、私としてはドローンを新規で町が補助して買うのはいいのですが、これを継続的に使っていくというか、耐用年数も当然来るだろうと思うので、故障したり。そういう部分については、先ほどもちょっと別な件で質問したのですが、その後のことは町は関知しないという部分になってしまうのかなというふうに思うのですが、あとは漁組さんに任せるとかいうふうになることでもいいのですか。例えばせっかく新規で買っても壊れたから、もうやめたというふうな状態になるのか。その辺はちゃんと、せっかく補助をするのに、もう一、二年で壊れて使いものにならないから、もうやめたというようなことにならないように、町としてもやっぱりその辺はきちりやっぱり組合とも話しされたほうがいいのではないかなと私は思うのですが、その辺はどうですか。

敦賀課長

ちょっと先の話になるということで、ちょっとそこまでは漁協さんとも話はしたことはないのが正直なところです。その今後の更新については、またそういうのが出てきた段階で、どういうふうに町として考えるのか。それとも、今後については漁協さんのほうで購入していく形になるのか。あと、漁業者さんも多分そういうのを使い始めたら、自分たちも使いたいとなってくると思うのです。そういった場合には、たしか国の補助のほうも漁業者個人に対してもそういう補助の制度があるみたいなので、そういうのを活用しながら個々に対応していただくという形になるのかなという気はするのですが、ちょっと先の話ですので、そこまではまだ今の段階では検討していない、考えていないというところでございます。

金木委員

ちょっと先のほうに戻りますけれども、2ページに載っているザラボヤ対策に関わってですが、この予算額の辺りを見てもいわゆる国とかの補

助金や交付金なんかについては触れられていないのですけれども、内容からすればザラボヤ対策というのは羽幌だけではなくて全道的なこういう傾向の問題でもあるだろうし、漁業者、事業者の収入の安定とかにも関わる問題でもあるので、国の交付金とか、そういう補助金というのはないのですか。その辺の見込みというのは、どうなのですか。

敦賀課長 こういう資材とかを購入するものに対しての補助金というのは、国はないという状況になっています。ただ、それ以外にネットで見たところでは、そういうザラボヤについたものを洗浄機みたいのを購入するだとか、そういうものに対しては何か支援があるようなふうには書いているところもあるので、こういう資材に関する部分については補助金はないというふうに確認もしております。

金木委員 では、私の認識がちょっと違ったのかなという気もするのですけれども、例えば魚種は違いますけれども、強化網ですよね。アザラシ、トド対策の強化網に対する補助とかにはあったような気もするけれども、これも勘違いだったかな。そういう同じ漁具という面では、同じ扱いなのかな、どうなのかなと思うのですけれども、すみません。ちょっと議題から離れてしまうかもしれません。

敦賀課長 大変申し訳ございません。強化網に関しては、ちょっとその補助事業があるかどうかというのは、ちょっと今の段階では確認しておりませんので、申し訳ございません。

村田議長 先ほど質問があった水中ドローンの関係なのですけれども、予算額、5ページに北るもい漁協管轄の自治体は同様の措置を講じることとしていますって書いてあるので、隣町も1台か2台か分からないですけれども、購入するということなのでは、補助事業としては北るもいとして台数を補助事業として挙げているのか、それとも各自治体ごとに挙げているのか。そこら辺は、どういう形でその事業に乗っかっていっているのか、まずちょっと聞きたいのですけれども。

敦賀課長 その補助事業もちょっとどういう申請の仕方をしているかということに

なるかと思うのですけれども、ちょっとそこまでは今段階で把握しておりませんでした。

村田議長 引き続き、今の補助事業のお話なのですけれども、ここでいくと対象になれば、ならなければならないという2つの数字書いてあるのですけれども、農林水産省のほうか道なのか分からないのですけれども、そこははっきり事前にこれは要は上げた段階で、町にお願いする前に内々なり補正で乗られるとかという、そういう部分の見込みみたいのはなかったのですか。大体は、そういうのがあって、町に国なり、道なり、その事業の以外の部分を半分見てとかなんとかというふうになる。これ2つ書いてあるので、そこら辺のいきさつはどういうふうになっているのですか。

敦賀課長 その補助事業が採択になるかどうかというのは、多分これからになってくるので、漁協としても今の段階で確実にその補助事業の対象になるというふうには言えない部分があるということで、一応いろんな部分の関係機関には働きかけはしているみたいなののですけれども、多分大丈夫ではないかというような話は聞いているのですけれども、もしつかなかった場合も想定されるので、それでそうなった場合については町のほうに2分の1をお願いしたいというような話であったという経緯でございます。

村田議長 今の部分は分かりました。
あと、1点、ドローンに対する質問なのですけれども、農林水産課がどこまで把握しているかというのは分からないのですけれども、今導入しようとしている水中ドローンは、どこ製のドローンで、耐用年数が何年だとかということの把握をしておりますか。

敦賀課長 どこ製、製造元とか、その辺は把握はうちではしていないところです。

村田議長 把握していないのなら、仕方ないので、分かりました。

小寺委員長 あと、もう一つ、耐用年数の話。

敦賀課長 あと、耐用年数につきましても基本的な機器関係ですので、5年程度か、そのぐらいなのかなとは思うのですが、そこも確認はしていないところでございます。

逢坂委員 6ページで、担い手支援事業、一部拡充ということで、特に基盤整備等の支援事業、これが50万から200万に増額をされています。この制度の見直しの考え方の中に、中間ぐらいに魅力ある担い手支援制度にするものでありますって書いているのだけれども、今後やる人は当然該当になるのかなと思うのですが、従前からずっとやっている方は、例えば和船を入れ替えるとか、動力を入れ替えるとかということにもこの基盤整備等の支援事業に該当されるのかどうか。そこを確認したい。

敦賀課長 更新に関しましては、対象外というふうになります。これから始めるという、経営を始めるという方を対象にして支援する制度ということでご理解いただければと思います。

逢坂委員 分かりました。あくまでも新規ということで理解していいと。そのちょっと続きで、すみません。浅海、焼尻支所の、これテレビにも出ていたのですが、磯焼けの対策事業をやっているということは私テレビでもちょっと見たのですが、その中で今回地域おこしの協力隊ということで2名を募集したいということなのですが、これはあくまでも例えば漁業に従事することを前提としてこの地域協力隊を募集するのか。それとも、幅広く焼尻で何かやりたい人いませんかというふうに大きく、小さくくりで言うと、そういう感じで募集するのか。その辺ちょっと分かる範囲で教えていただければ。

敦賀課長 その定住した後の何に就くかというのは、そこまでは募集の対象とはしていません。それは、本人の考え方になりますので、実際に焼尻に行っていたら漁業の担い手となっていたか、あとは何か開業できるような、何かそういうものを見つけていただいて定住していただけるような形になっていけばいいなというふうには感じて考えております。

逢坂委員 そうすると、要するに焼尻に何らかの形で来てほしいということで募集

をかけると。その中で、今課長が言った漁業のほうに従事するか分からないけれども、その地域おこし協力隊というのは、やっぱり当然天売も関係してくると思うのですけれども、天売は先ほども今後何かやるというふうに書いてあるのだけれども、天売も同じように例えば2名なら2名で今後例えば追随して募集をかけると。応募するとかいう考えは持っているのか。

敦賀課長 天売のほうにつきましては、漁協さんのほうから經由していただいて確認していただいたのですけれども、天売のほうでは必要はないというような確認をしているところでございます。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、新年度における水産業の振興策については閉じまして、最後の令和7年の新嘗祭献穀実施に伴う支援について説明をお願いいたします。

3 令和7年新嘗祭献穀実施に伴う支援について

説明員 農林水産課 敦賀課長、杉野課長補佐、岩井主任

杉野農林水産課長補佐 15:24～15:26

それでは、最後に3の令和7年新嘗祭献穀実施に伴う支援についてということでご説明をさせていただきます。毎年秋に宮中三殿で行われる新嘗祭に全国各地から秋の実りが献穀されているところです。北海道からも毎年2名から献穀されており、今年度は築別の有野直倫氏が献穀者として選任されまして、有野氏におかれましては各関係機関の協力の下、祭事である春の御田植祭、秋の抜穂祭を実施するとともに、10月21日に皇居で開催された献穀献納式でその責務を全うされたところです。

有野氏の所属団体であるるもい農業協同組合からは、献穀者の選任時から献穀に関する一連の対応に対する支援ということで要請を受けておりまして、町としても支援をすることとしておりましたので、今回その内容について説明するものであります。先ほどもお話ししたとおり、支援の対象については令和7年新嘗祭献穀者であります羽幌町字築別の有野直倫氏ということで、その支援の内容については先ほども言いましたけれども、御田植祭、それと抜穂祭、それと献穀献納式対応に係る費用の支援として町の支援額の予算的には50万円として、これについても3月の定例会の補正予算として提出させ

ていただいております。

なお、支援に関する事業費や事業者負担額などの内訳も資料の下段のほうに記載しておりますので、御覧願いたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

小寺委員長

それでは、質疑のほうに移りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 15:27～15:30

工藤副委員長 この一番下の段に書いております事業者負担額106万4,000円、括弧書きでるもい農協からも米対策協議会から負担がありというふうに書いております。この農協のほうからも補助額が出るということだと思っておりますけれども、それで間違いないですか。

杉野課長補佐 事業者負担額ということで106万4,000円と書いてありますが、これについてはるもい農業協同組合、それと農協の中で組織しております米対策協議会からということで、それぞれから負担金ということで、その合計額が106万4,000円ということとなっております。

工藤副委員長 そうなると、この有野さんが実費で出すものというのが何かあるのかな。

杉野課長補佐 有野さん個人から直接費用をそれ以外にも具体的に何か出すというものはないのですけれども、恐らくこれ以外、献穀対応、それこそ東京のほうに献納式へ行くときの費用と、これに係る費用の中に積算されていない部分とか、そういった部分は実際にはあるとは思っておりますけれども、形上は団体のほうで町も含めて費用については支援をするという中身にはなっております。

小寺委員長 ほかにございませんか。（なし。の声） それでは、ないようですので、先ほども何回も言ったとおり2番の水産業支援については新年度予算ですので、予算委員会のほうでまた質疑の時間が取れますし、ほかの2点に

については補正後ということなので、補正予算の際に追加で質疑があれば
していただきたいなというふうに思っています。

それでは、以上で総務産業常任委員会を終了したいと思います。お疲れ
さまでした。